

鎌倉市農業委員会 令和 8 年度 第 3 回総会 次第	
日 時	令和 8 年 (2026 年) 6 月 26 日 (金) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 12 名
事務局出席者	山戸事務局長・秋山事務局長補佐・富田主事・植竹主事
議長(平井会長)	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	議長。10 番 飯田亜希子から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員については、12 番 市川委員、1 番 関根委員にお願いします。 次回の現況証明委員については、4 番 小泉委員、5 番 小川委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第 1、報告第 6 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 6 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、5 月 11 日から 6 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1 ページと、2 ページの整理番号 1 をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 6 月 8 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 8 年 5 月 14 日に専決処分いたしました。 続きまして、送付資料の 1 ページと、3 ページの整理番号 2 をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 6 月 8 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 8 年 5 月 14 日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第7号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第7号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について5月11日から6月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の4～5ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年6月9日に専用住宅へ転用のため、令和8年6月1日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、5月11日から6月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料の6～7ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 6ページの番号1と、7ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年9月1日に専用住宅へ転用のため、令和8年6月11日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに、農地法第3条についてご説明しますので、農業委員会研修テキスト、農地法の6ページをご覧ください。農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第3条の許可を受ける必要があります。次に、8ページをご覧ください。 農地法第3条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 また、地域計画が策定されている関谷・城廻について、3条許可の申請があった場合は、地域計画区域内の農地かどうか、目標地図に位置づけられた担い手かどうかを事前に事務局にて確認をしています。申請地については、地域計画区域内であり、申請人は、目標地図に位置づけられた担い手であることを確認済です。 なお、本件は公益社団法人神奈川県農業会議を介した売買となり、譲渡人である公益社団法人神奈川県農業会議が、譲受人と売買契約を締結し当該農地の所有権移転登記を行うため、本申請がなされたものです。 次に、送付資料8ページの議案書及び9ページ、10ページの参考資料をご覧ください。 送付資料9ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、譲受人が耕作している土地です。 それでは、研修テキストに記載の要件に沿ってご説明いたしますので、研修テキスト9ページをご覧ください。 まず、1つ目の「全部効率利用要件」についてですが、譲受人は、すべての土地について作付けの準備等がされており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われます。 続いて2つ目の「農作業常時従事要件」についてですが、譲受人が農作業に従事する日数が150日以上であることを確認するものです。譲受人は、年250日従事するとのことで、要件を満たしています。 最後に、3つ目の「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。 こちらについても、周囲の畑への影響はないことを現地で確認しているため、支障はないと考えられます。 続いて、送付資料10ページの参考資料②をご覧ください。 営農計画書には、「申請地の取得後3年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載していますので、

	農業者の観点からご覧いただき、ご審議いただければと思います。 なお、本件以外に、農地法第3条の規定による許可申請について、3件申請があったため、重複している内容についての説明は割愛させていただきます。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2番(石原委員)	議長。2番。6月18日(木)午前9時30分より、小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第7号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第7号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第5、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 それでは、農業委員会研修テキストに記載の要件に沿ってご説明いたしますので、農地法の6ページをご覧ください。 次に、送付資料11ページの議案書及び12ページ、13ページの参考資料をご覧ください。送付資料12ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地は現在、譲受人が耕作している土地です。 まず、1つ目の「全部効率利用要件」についてですが、譲受人は、すべての土地について作付けの準備等がされており、効率的に耕作できるかの判断については問題ないと思われま す。また、譲受人は藤沢市でも耕作している農地があることから、事務局にて6月19日(金)に現地調査を行い、適切に管理していることを確認しています。 続いて2つ目の「農作業常時従事要件」についてですが、譲受人が農作業に従事する日数が150日以上であることを確認するもので

	ず。譲受人は、年 300 日従事するとのことで、要件を満たしています。 最後に、3 つ目の「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。 対象地は、隣接している農地と一体での利用をしており、周囲の畑への影響はないことを現地で確認しているため、支障はないと考えられます。 続いて、送付資料 13 ページの参考資料②をご覧ください。 営農計画書には、「申請地の取得後 3 年間の作付予定」と「現在の営農計画書」、「これからの営農計画」などを記載していますので、農業者の観点からご覧いただき、ご審議いただければと思います。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3 番(小島委員)	議長。3 番。6 月 18 日(木) 午前 9 時 30 分より、石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地は、隣接している農地と一体での利用をしており、特段の問題は無いものと思われます。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 8 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 8 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 6、議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 本申請の譲受人は、新規就農者であり、申請地については、関谷・城廻地区ではあるものの、地域計画区域外であることを事務局にて事前に確認済です。 それでは、農業委員会研修テキストに記載の要件に沿ってご説明いたしますので、農地法の 6 ページをご覧ください。 送付資料は 14 ページの議案書、15～18 ページの参考資料をご覧

ください。

送付資料 15 ページの参考資料①の太枠内の土地が、本件の対象地となります。

許可にあたっては、テキスト 8 ページに記載のとおり、個人の基本要件である、

①全部効率利用要件 ②農作業常時従事要件 ③地域との調和要件 の3つを満たしていることが条件となります。

まず、テキスト 9 ページに記載されている「全部効率利用要件」についてご説明します。これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかについて ①機械が十分に確保されているか ②労働力が十分に確保されているか ③技術が十分にあるか の3つに着眼して総合的に判断するものです。

今回の譲受人に照らしてみますと、

① 機械については刈払機を所有し、今後、動力噴霧器等の購入を予定しているとのことです。

② 続いて、労働力については 1 名で営農し、今後、1 名増員予定です。

③ 続いて、技術については 送付資料 17 ページの参考資料③をご覧ください。令和 8 年 3 月に神奈川県立かながわ農業アカデミーを卒業しています。

次に、送付資料 16 ページの「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」について、ご説明いたします。

同要綱は、令和 5 年 4 月 1 日に農水課において定めたもので、鎌倉市内の農地を自ら借り受け、新たに農業経営を営もうとする方（非農家出身）は、第 2 条の新規就農者の要件を満たすことが求められます。

同要綱には、売買に関しては新規就農者の受入れに関する記載はありませんが、新規就農者の方から農地法第 3 条の許可申請があった際には、同要綱を満たすことを必要な要件としています。なお、当該要件を満たしていることを事務局にて事前に確認しています。

次に、テキスト 10 ページの「農作業常時従事要件」についてですが、譲受人が農作業に従事する日数が 150 日以上であることを確認するものです。

譲受人は年 150 日従事するとのことで、要件を満たしています。

最後に、テキスト 10 ページの「地域との調和要件」についてですが、これは権利の取得により、地域計画の達成に支障が生じないか、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。今回の農地の取得によって周辺地域の利用を分断する影響はないことを現地で確認しています。

続いて、送付資料 18 ページの参考資料④をご覧ください。

営農計画書については、「将来の農業経営の構想」、「就農時におけ

	る目標」、「営農開始のための事業計画」等が記載されていますので、農業者の観点からご覧いただき、ご審議いただければと思います。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2 番 (石原委員)	議長。2 番。6 月 18 日 (木) 午前 9 時 30 分より、小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、特段の問題は無いものと思われま す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います
	が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 9 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 9 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 7、議案第 10 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 送付資料は 19 ページの議案書、20～22 ページの参考資料をご覧ください。 送付資料 20 ページの参考資料①の太枠内の土地が、本件の対象地となります。 本件は、議案書記載のとおり、法人名で、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。 申請地については、地域計画区域内ではあるものの、引き受け未 定地であることを確認済みです。 それでは、農業委員会研修テキストに記載の要件に沿ってご説明いたしますので、農地法の 8 ページをご覧ください。 法人の農地取得についてですが、通常、(1) 基本要件の要件 2 項 2 号の「農地所有適格法人要件」を満たしていなければ、農地の売買は認められていません。 つまり、法人の場合、農地所有適格法人と呼ばれる、一定の要件を満たした農業経営を行う法人以外の一般企業、NPO 法人などについては、農地を借りることはできても、農地の取得はできないこととなります。 しかし、本件は、農地法の例外規定により、特定非営利活動法人 (NPO) が農地を取得しようとするものです。それでは、例外規

	定について、説明します。 当日配布しております議案第 10 号 参考資料④をご覧ください。 本件に合致する相当の事由は、中段の農地法施行令第 2 条ハに記載されています。また、該当する法人は、下段の農地法施行規則第 16 条に「その他営利を目的としない法人」と記載されています。よって、社会福祉事業を行うことを目的として設立された、営利を目的としない法人（NPO）が、業務の運営に必要な施設の用に供するため、農地を取得する場合は、許可できるとされるものです。 通常、3 条許可においては、テキスト 8 ページに記載の要件を満たしている必要がありますが、本件については、これらの要件に合致している必要はなく、「業務の運営に必要な施設の用に供するため取得ということ」が認められれば、許可できるとされるものです。 申請において、当法人の活動は、障害者及び社会復帰を目指す人の就労を支援する福祉事業を行うものであり、継続的な就労支援の充実及び事業の拡大・発展のため、当該農地の取得が必要であり、取得後は、適切に維持・管理するとともに、防鳥ネットや温室等の整備を進めることを予定しています。 また、申請地については、これまで貸借契約に基づき、譲受人である法人がこれまで利用してきた農地であり、今回、土地所有者の意向もあり、本申請がなされたものであり、適切に維持・管理することが見込まれます。 以上で説明を終わります。
議長（平井会長）	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3 番（小島委員）	議長。3 番。6 月 18 日（木）午前 9 時 30 分より、石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、特段の問題は無いものと思われまます。以上です。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
7 番（和田委員）	議長。7 番。申請者が現在、運営している手広の農地について、法人としての活動実態が把握しづらく、対象地での農作業も確認できていないように思われます。このままでは、今後の NPO 活動の継続性に不安があり、農地が放棄されるおそれもあるのではないかと懸念しています。NPO としての活動実態について、調査等はできないのでしょうか。
事務局（山戸局長）	法人としての活動に疑義があるとのことですが、今回の議案はあくまで関谷の農地に関するものですので、関谷の農地についてご審議をお願いします。 ただし、現在所有している農地の利用状況に疑義があることか

	ら、申請者に対して、適切な利用及び管理に努めるよう、農業委員会総会の場で意見があった旨をお伝えすることは可能です。
7 番（和田委員）	議長。7 番。承認するにしても、意見を付することが必要と考えます。
議長（平井会長）	他に、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番（郷原委員）	議長。12 番。 農地所有適格法人ではないのに取得ができるのでしょうか？
事務局（秋山補佐）	議長。先に説明したとおり、農地法では、社会福祉事業を行うことを目的として設立された営利を目的としない法人（NPO）が、業務の運営に必要な施設の用に供するために農地を取得する場合は許可できるとされていることから、今回の議案はこの要件に該当し、例外許可に当たります。
議長（平井会長）	他に、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	他にご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議長（平井会長）	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 10 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局（山戸局長）	総員挙手。
議長（平井会長）	総員の賛成をもちまして、議案第 10 号は承認されました。 なお、申請者に許可書を交付するに当たり、意見を付してよろしい でしょうか。
	（「異議なし」の声）
議長（平井会長）	今回の議案に対する意見の内容について、事務局経由で伝えてく ださい。宜しく願いいたします。
議長（平井会長）	次に、日程第 8、議案第 11 号、非農地証明について、上程いた します。事務局から説明をお願いします。
事務局（秋山補佐）	議長。日程第 8、議案第 11 号、非農地証明について、ご説明いた します。 送付資料の 23 ページの議案書、24 ページ、25 ページの参考資料を ご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係 る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法 上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、25 ページの参考資料②に記載の 12 項目のいずれかに 該当する転用後 10 年の土地であって、かつ農地等に復元することが 著しく困難な土地が該当します。 次に非農地の要件についてですが、資料に記載の 6 項目に該当す るかを確認します。

【要件6項目】

- ① 農用地区域に設定されていないこと。
- ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。
- ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。
- ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。
- ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として、追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。
- ⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、議案書及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は宅地となっており、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、①に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しているため、対象地は、該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、現地を確認したところ、周辺の農地の耕作等に支障が生じるおそれはありません。

④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地は筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、これまで違反転用として追及しておらず、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は宅地であり、農地利用状況調査の対象地からは外れています。

⑥「転用後10年以上経過していること。」については、当時の状況を航空写真で確認したところ、転用後10年以上経過していると考えられます。

	よって非農地の要件6項目をすべて満たしていることから、非農地として判断しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2番(石原委員)	議長。2番。6月18日(木)午前9時30分より、小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 現地は、宅地となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第11号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第11号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第9、議案第12号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第9、議案第12号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 送付資料の26ページの議案書、27～30ページの参考資料をご覧ください。 相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。 納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本件は、市街化調整区域内の農地であり、納税猶予の対象となり、被相続人の死亡により令和7年11月3日に相続が発生したことに伴い、相続人から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 対象地については、地番ごとに現地確認を行い、一部、雑草等

	が繁茂していたものの、今後、作付け等を予定していることを相続人に確認できていることから、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3 番 (小島委員)	議長。3 番。6 月 18 日 (木) 午前 9 時 30 分より、石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、一部、雑草等が繁茂していたものの、今後、作付け等を予定していることを事務局の報告のとおり、確認ができていることから特段の問題は無いものと思われ ます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 12 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 12 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第10、議案第13号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第10、議案第13号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 送付資料31ページの議案書、32ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 送付資料 32 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 斜線地は、現在周辺で耕作している土地です。期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。なお、対象地については、継続の貸し借りで

	す。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2 番(石原委員)	議長。2 番。6 月 18 日(木)午前9時30分より、小島委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 13 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第13号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第11、議案第14号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第11、議案第14号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。促進計画について、重複する内容は割愛させていただきます。 お手元の送付資料33ページの議案書、34ページの参考資料をご覧ください。 送付資料34ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和8年8月1日から令和9年7月31日までの1年間で、賃貸借により耕作するものです。なお、対象地については、新規の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小島委員から補足説明をお願いします。
3 番(小島委員)	議長。3 番。6 月 18 日(木)午前9時30分より、石原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。

	ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第14号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第14号は承認されました。 議案第13号、議案第14号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので、本日配布しました回答案のとおり農水課へ提出することとします。
議長(平井会長)	次に、日程第12、議案第15号、農業経営改善計画認定申請書に対する意見について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第12、議案第15号、農業経営改善計画認定申請書に対する意見について、ご説明いたします。 送付資料の35～37ページの参考資料及び当日配布しております参考資料④の裏面(基本構想・抜粋)をご覧ください。 次に、認定農業者制度について、ご説明しますので、研修テキスト「農地関連法制度の9～10ページ」をご覧ください。 本制度は、市町村が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が5年後に向けた経営改善を進める計画を作成し、市が認定するものです。これにより認定農業者となった農業者は、補助金などの様々な支援を受けることができます。 本件は、市から当委員会、JA、県農業技術センターへ意見照会がされているものです。 認定基準については、研修テキストに記載のとおりです。 国が作成している認定農業者制度のガイドラインによると、計画の認定にあたっては、 ① 農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること ② 農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること ③ 農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること というすべての認定基準を満たす場合に、農業経営改善計画の認定を行うとされています。 続いて、当日、配布しております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(抜粋)」をご覧ください。 市農水課へ確認したところ、本市の基本構想では年間農業所得1個別経営体当たり550～750万円程度、主たる従事者1人当たり約450～650万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度の目標を達成できるものとされており、申請

	者の所得目標は689万、労働時間が3,240時間ですので、目標数値を達成する計画となっています。 本計画について、ご意見等がありましたら、とりまとめさせていただきます、市へ意見を送付いたします。 以上で、説明を 終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第15号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第15号は承認されました。 農業委員会から市への意見書に係る事務手続きについては事務局で対応をお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第13、議案第16号、新規就農者の要件及び農家資格について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。お手元の送付資料、38～39ページの参考資料をご覧ください。一部、議案第9号と同じ資料となっておりますが、改めて、送付資料38ページ「鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱」をご覧ください。同要綱は、令和5年4月1日に農水課において定めたもので、鎌倉市内の農地を自ら借り受け、新たに農業経営を営もうとする方、いわゆる非農家出身の方については、新規就農者の要件を満たすことが求められます。 これまで貸借については新規就農者の受入手続に関する要綱がありましたが、売買については、特段、受入に関する要綱やルール等がなかったことから、新規就農者による農地法第3条の許可申請に伴う相談等があった場合は、同要綱の一部を準用する運用を行っておりました。 今後は、3条許可申請に必要な書類として、農水課で使用している営農計画書及び積算資料の提出を求めようとするものです。 なお、営農計画書及び積算資料については、事務局にて、営農計画に実現性があるかどうか、年間労働時間(1,200時間・150日)や5年後の所得目標(200万円以上)など、適切な内容となっているかどうかを確認いたします。 次に、農家資格についてご説明します。39ページの参考資料②をご覧ください。 最近、農家資格がない方から、窓口等において、「自分は他市町村で農業に携わってきた実績があるので新規就農者ではない」「農地を貸してほしい」「自分は農家である」など、さまざまな相談が寄

	せられています。 今後、農家資格の有無については、耕作証明が提出できるかどうかで判断することとします。仮に、鎌倉市で新たに農地の借り受けや売買を希望する方が、他市で耕作している農地を有し、耕作証明を提出できる場合には、新規就農者ではないと判断することができます。また、市内在住の方で農家資格があると主張する場合についても、同様に耕作証明の提出可否で判断します。耕作証明が提出できない場合は、新規就農者として、要綱に定める要件を満たしていただく必要があります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第16号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(山戸局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第16号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第14、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第14、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。 諸般の報告1、農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施について(令和8年度)、報告いたします。 お手元の「諸般の報告1参考資料」をご覧ください。 最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況については、毎年度、活動記録簿に基づき、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出し、農業委員会は提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会において点検・評価し、各委員にその結果を通知するものとなっています。農業委員を継続する方については、令和9年4月総会で回収し、退任予定の方については、7月総会で回収とさせていただきますので、網掛け部分について記入の上、必ずご提出をお願いいたします。ご不明点等がありましたら事務局にご相談ください。宜しく願いいたします。 次に、諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。 6月16日(火)に実践活動を行いました。ご協力いただいた委員の皆様、ありがとうございました。次回の作業は、7月7日(火)午前9時30分から実施する予定です。本日、対象委員(平井委員・

	石原委員・和田委員・小泉委員・関根委員・小川委員)の方については、机上に資料を配布させていただきましたので、ご確認ください。 なお、当日が雨天の場合は、7月10日(金)に延期とします。 ご協力よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告3、次回は、7月17日(金)午後3時30分からで、会場は、鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和8年度第3回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 昌男
議事録署名委員 12番	市川 幸子
議事録署名委員 1番	関 根 豊